

## 千葉県水土里情報利活用促進協議会規約

### (名 称)

第1条 この協議会は、千葉県水土里情報利活用促進協議会（以下「促進協議会」という。）という。

### (目 的)

第2条 促進協議会は、地図情報及び農地情報（以下「水土里情報」という。）の運用・管理・提供を行うため、共有情報の運用体制を構築し、利用者からの意見等の協議調整を行い、円滑な運用・管理と水土里情報の利活用の推進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 促進協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 水土里情報利活用計画に関すること。
- (2) 水土里情報の運用・管理・提供に関すること。
- (3) 利用者の意見等の協議調整に関すること。
- (4) 水土里情報の利活用者の拡大に関すること。
- (5) 水土里情報データの更新及び整備に関すること。
- (6) その他促進協議会の目的達成に資すること。
- (7) 水土里情報システムの運用に関すること。

### (会 員)

第4条 促進協議会の会員は、千葉県、市町村、土地改良区及びその他農業団体の内、第2条の目的に賛同する者とする。

- 2 この会の会員になろうとする者は、別紙加入申込書に必要事項を記入しこの会に提出すること。

### (役 員)

第5条 この会に役員として、理事17名、監事2名を置く。

- 2 役員は、総会において選任するものとする。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

- 第6条 この会に、会長1名、副会長3名を置く。
- 2 理事は、会長1名、副会長3名を互選するものとする。
  - 3 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監事)

- 第7条 監事は毎年、促進協議会の業務執行の状況について監査する。
- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。
  - 3 監事は、総会に監査結果を報告し、かつ意見を述べることができる。

(理事会)

- 第8条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会の議事は、理事の1/2以上が出席し、出席した理事の1/2以上の賛成で議決する。
  - 3 次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。
    - (1) 総会に付議すべき事項。
    - (2) 業務を執行するための方針に関すること。
    - (3) その他理事会において必要と認める事項。
  - 4 会長は、理事会の議長となる。

(総会)

- 第9条 会長は、年1回通常総会を招集しなければならない。
- 2 総会は、会員の1/2以上が出席し、出席した会員の1/2以上の賛成で議事が議決する。
  - 3 議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
  - 4 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。
    - (1) 事業報告に関すること。
    - (2) 事業計画の設定又は変更に関すること。
    - (3) 役員を選任に関すること。
    - (4) 規約の設定、変更又は廃止に関すること。
    - (5) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
    - (6) その他促進協議会の運営に関する重要な事項。
  - 5 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録は議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

- 6 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選任権を行うことができる。

(幹事会)

第 10 条 促進協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事は 20 名以内とし、会員である行政機関及び農業団体の担当部署長をもって構成する。
- 3 幹事長は、県土連の担当部署長をあてる。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じて召集する。
- 5 幹事の任期は 2 年とする。
- 6 次の号に掲げる事項は、幹事会において協議する。
  - (1) 会員からの意見・要望に関すること。
  - (2) 水土里情報を運用・管理・提供するための諸規程に関すること。
  - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

(情報の運用・管理・提供)

第 11 条 水土里情報の運用・管理・提供は、千葉県土地改良事業団体連合会(以下「県土連」という。)が行う。

- 2 水土里情報の運用・管理・提供に関する詳細は、別途規程等を定める。

(顧問)

第 12 条 促進協議会に、顧問を置くことができる。

(事務局)

第 13 条 促進協議会の事業を円滑に推進するため、事務局を置く。

- 2 事務局は県土連に置き、県土連の担当職員がこれにあたる。

(雑則)

第 14 条 この会則に定めない事項については、会長の決するところによる。  
付 則

この会則は平成 18 年 4 月 10 日から施行する。

この会則は平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

この会則は平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

この会則は平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

この会則は平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

この会則は令和 6 年 3 月 14 日から施行する。